

4. タイ政党関係法規

1. 1991年タイ憲法中の政党関係条項

第41条 ① 本憲法が規定する国王を元首とする民主主義統治の方法に従い政治活動を行うため、国民は政党を結成する自由を有する。

② 政党の結成、組織化、運営および解党は、政党法の規定による。

③ 政党は法律の定に従い、資産・負債を示す帳簿を作成しなければならず、収入源および支出先を公開しなければならない。

第105条 次の要件に該当する者は被選挙権を有する。

—略—

(3) 第106条に従い選挙に立候補者を立てる政党もしくは第115条第2項の政党のいずれか一党的党員であること、

第106条 ① 総選挙において、第105条(3)により党員が被選挙権をもつ政党は、120人以上の立候補者を立てる政党でなければならず、かつ、立候補者を立てる選挙区ではその選挙区の議員定員数に等しい数の立候補者を立てる政党でなければならない。

② 政党が立候補者を立てたとき、その政党もしくはその党からの立候補者は立候補を撤回することはできない。

③ 第1項の規定する人数の立候補者を政党が立てたのに、どのような事由によるものであれ立候補者数が減少したとき、第1項に定める数だけ立候補者を立てたものとみなす。

第114条 人民代表議会議員資格は次の場合終了する。

—略—

(7) 議員が所属する政党から脱退し、もしくは議員が所属する政党により除名の決定をうけたとき、この場合、脱退もしくは除名決定の日より議員資格を喪失したものとみなす。

—略—

(9) 議員が所属する政党が裁判所により解散を命じられかつその命令の日より60日以内に別の党に入党することができない場合、この場合は60日が経過した翌日より議員資格を失なったものとみなす。

—略—

(7)にいう党の除名決定とは、政党の執行委員会および同党所属人民代表議會議員の合同会議による決定でなければならず、かつ執行委員総数および同党所属人民代表議會議員総数の合計の4分の3以上の支持を得た決定でなければならない。

第115条 ① 人民代表議會議員任期の満了もしくは解散の場合を除いて、議員任期を180日以上残して議員に欠員が生じた場合はいかなる場合でも90日以内に補欠選挙を実施しなければならない。

② 第1項による選挙において立候補できる者は総選挙において当選議員を出した政党の党員であることを要し、かつ第106条の規定を準用する。

第116条 ① 内閣が成立したのち、所属議員が閣僚となっていない政党のうち最大の党でかつ野党指導者任命時における人民代表議會議員総数の5分の1以上の議席を有する党の党首を、国王は野党指導者の地位に任ずる。

② 人民代表議會議長は人民代表議会における野党指導者の国王による任命に副署する。

第137条 ① 法律案は内閣もしくは人民代表議會議員が提出することができ

る。但し財政法案を人民代表議会議員が提出する場合は首相が承認することを要す。

② 人民代表議会議員が法案を提出する場合は、その議員の所属する政党が提出することを決定しつつ同党の議員が20名以上で支持することを要する。

2. 1981年タイ政党法

第1条 本法は『仏暦2524年政党法』と称する。

第2条 本法は官報公示の翌日より施行する。

第3条 ① 1976年10月6日付国家統治改革評議会命令を廃止する。

② 本法の規定と重複する法律、規則の条項が存在しもしくは本法と対立する規定を定めた法規が存在する場合、本法を代りに用いる。

第4条 本法においては、

「党員」とは政党員を意味し、

「住所」とは住民登録の法規に基づく住所であり、

「登録官」とは政党登録官を意味し、

「大臣」とは本法の主務担当者である大臣のことである。

第5条 ① 内務大臣を本法の主務担当者とし、本法施行のため省令を定める権限を与える。

② 省令は官報公示をもって施行される。

第6条 ① 内務省次官を本法による権限を有する登録官とする。

② 内務省次官室に政党登録官事務所を設け、登録申請受け付け、政党活動の監督と検査及び本法の定める規定に従った活動を実施させる。

第1章 政党的結成と登録

第7条 ① タイ生れのタイ国籍者で満20歳以上の者で僧侶、沙彌、出家者で

ない者が、15人以上にて政党発起人会を構成することができる。その政党は国内の諸民族人種間あるいは諸宗教間の分裂対立感情を生じさせない、国家の安全を害しない、もしくは法律や公序良俗及び国王を憲法に従って元首とする民主主義統治体制に反しない性格の政策方針をもつものでなければならぬ。政党発起人会の発足は他の人を党員に勧誘するための文書を出すためであり、入党応募者と政党発起人との合計人数が5000人以上に達したとき内務省にて登録官に登録することによって政党を結成できる。

② 第1項にいう5000人の党員は本法付属の地方及び県名分割表に従い全ての地方について少なくとも5県にわたり、1県当たり50人以上の党員から構成されなければならない。

③ 党員に応募できる者はタイ生れのタイ国籍者であり満20歳以上で、僧侶、沙彌、出家者ではない者である。

第8条① 政党発起人会は政党加入の勧誘を行うに先立って、登録官が定めた書式により登録官に通知するとともに、発起人会が3部全てに署名した勧誘書を提出しなければならない。

② 勧誘書には少なくとも次の項目を含むものとする。

- (1) 政党名
- (2) 政党的象徴たる絵図
- (3) 政党的政策方針
- (4) 政党発起人会の各人の氏名、職業、住所。

第9条① 登録官が第8条による申請を受け、勧誘書が政党名、政党の象徴たる絵図、政党の政策方針に関して、国内の諸民族人種間あるいは諸宗教間の分裂対立感情を生じさせず、国家の安全を害せず、もしくは法律や公序良俗及び国王を憲法に従って元首とする民主主義統治体制に反しない性格のものであると判断し、かつ政党発起人会の各人が第7条に定める資格を有し禁止事項に該当せず、第8条により既に申請している政党あるいは第23条によ

り既に登録を終了している政党の党名及び政党の象徴たる絵図と一致したり類似したりしていないと判断したとき、申請を受けた日より起算して15日以内に登録官は申請書受理証明書を政党発起人会に発給しなければならない。

② 申請書受理証明書を受けとったとき政党発起人会は党員を勧誘し、政党結成活動を行う権利を取得する。本証明書は発給日より起算して1年間有効である。

第10条～第14条一略一

第15条 登録官から申請書受理証明書を得た政党発起人会が党員勧誘を実施し入党するために署名した者が、全ての地方に各々5県にわたり1県当り50人以上の数をもって5000人に達したとき、政党発起人会は党に加入することに署名した者を集め大会を開かなければならない。この大会を政党結成大会と称する。

第16条 政党結成大会の召集は、入党するために署名した者に、大会日の7日以上前に通知しなければならない。政党発起人会は大会の議事日程及び入党署名者全員の氏名をも大会出席者に知らせなければならない。

第17条 政党結成大会には入党署名者が少なくとも100人は出席しなければならない。この100名は一地方につき少なくとも5県以上の参加者を含み全ての地方より出席した参加者で構成されなければならない。

第18条 政党結成大会では次の事柄を行うべきである。

- (1) 目標及びその実施方法を含む政策の決定
- (2) 政党規約の決定
- (3) 第33条により党の執行委員会の選出

第19条① 政党結成大会においては入党署名者である出席者の一人を議長に選出する。

②大会の決定は多数決による。出席した入党署名者は投票において一票を有する。もし同数の場合は議長が更にもう一票を投じ決定するものとする。

第20条 政党結成大会の投票は公開投票の方法による。但し出席した入党署名者の過半数が秘密投票を求めた場合は秘密投票の方法による。

第21条① 第18条(3)により政党首に選出された者は、登録官が定めた書式により申請書受理証明書を取得した日より起算して1年以内に政党登録の申請をしなければならない。その際、政党の政策案及び政党規約案各3部、登録官の定めた書式による入党署名者の経歴、政党結成大会の議事録写しを提出しなければならない。

② 政党登録申請書は少なくとも次の事項を含むものであること。

- (1) 政党名
- (2) 政党の象徴たる絵図
- (3) 政党本部事務所の住所
- (4) 第18条(3)により入党署名者の大会により選定された党の執行委員会委員の氏名、職業、住所、氏名のサイン。
- (5) 入党署名者についての詳細——各県毎に分けて、少なくとも国民身分証明書の番号もしくは官庁が国民身分証明書と同等の証拠として発給した証明書の番号、氏名、職業、住所、サイン。

第22条 政党規約は少なくとも次の項目を含むものであること、

- (1) 政党名
- (2) 政党の象徴たる絵図
- (3) 政党本部事務所の住所

- (4) 政党首, 副党首, 党書記長, 副党書記長及びその他の執行委員の選挙, 任期期間, 退任, 任期満了に関する規定及び執行委員会及び各執行委員の権限
- (5) 政党支部の設置, 支部の担当者とその権限
- (6) 政党的大会と政党支部の会議
- (7) 党員の権利義務
- (8) 党員に対する政党の責任
- (9) 党員の加入と除名
- (10) 党員の規律とモラル
- (11) 人民代表議會議員候補者の選定方法
- (12) 政党および支部財政及び口座管理

第23条 政党的登録申請を受けた登録官が政党登録申請書が第21条に合致し, 政党規約が第22条の項目を含み, 入党署名者が第7条の資格を有し欠格事項に当らず人数が合致し, かつ, これらの文書が国家の安全, 法律, 公序良俗もしくは国王を憲法に従って元首とする民主主義統治体制に反しないと判断したとき, 登録官は政党を登記しなければならない。そして政党登録申請を受けた日より起算して30日以内に政党首に文書で通知しなければならない。

第24条 一略一

第25条 政党を登録したとき政党名, 政党的象徴たる絵図, 政党本部事務所の住所, 政党的政策, 政党首・副党首・書記長・副書記長・その他の執行委員の各氏名を官報に公示する。

第26条① 次の場合党員資格を喪失する。

- (1) 死亡
- (2) 脱党

- (3) 政党規約に従い除名されたとき
- (4) 他党との合併により所属政党が消滅したとき
- (5) 所属する政党が裁判所の命令で解散させられたとき

② (3)による党員資格の消滅についてはその党員が人民代表議会議員である場合には党の除名決定は党執行委員会及び同党所属人民代表議会議員との合同会議の決定により、党執行委員会委員及び同党所属人民代表議会議員総数の4分の3以上の支持を要する。この票決は公開投票のみによって実施されねばならない。

③ 政党首は第2項の決定に関する報告もしくは文書を決定の日より起算して7日以内に登録官に送付しなければならない。

第27条① 一県に100名以上の党員を有する政党が同県に政党支部を設置する場合、政党首は、政党支部を設置した日より起算して15日以内に登録官に政党支部設置の通知を行わなければならない。

② 政党支部設置通知書は登録官の定める書式によるものとする、少なくとも政党支部の所在地、政党支部担当者の氏名、職業、住所を含むものでなければならない。

③ 登録官は政党支部設立の通知を受けたとき政党支部設立登録にその政党支部設置を記録し通知を受けた日より起算して15日以内に政党支部設立通知証明書を発給しなければならない。

第28条—略—

第28条の2① 政党は事実に合致した党員登録簿を作成し、政党本部事務所に保管し、登録官もしくは登録官が委任した者に検査させることができる状態にしておかねばならない。

② 政党首は毎年1月に登録官に対して1年間のうちに増減した党員数及びその氏名、職業、住所を登録官が定めた書式により通知しなければならない。

③ 第2項に定める期間に党首が登録官に通知しなかった場合、登録官は定めた期間内に政党首に通知するよう命じることができる。

第29条 本章による登録官の職務遂行にあたっては、登録官は関係者を説明を求めるために召換し、あるいは検査のために文書の提出を求める権限を有する。

第2章 政党的活動

第30条 登録された政党は、政治面での活動を目的とする法人とする。

第31条 政党登録が終了したのち次の行為をなす場合は政党の大会によるものとする。

- (1) 政党的政策の変更
- (2) 政党規約の変更
- (3) 政党首、副党首、党書記長、副党書記長及びその他の執行委員の選出
- (4) 省令によって定められたその他の行為

第32条 党大会は、党規約に従い党員もしくは党員代表により構成される。党員代表の出席による場合は、党員代表についての原則、選出方法、人数を定めておかなければならない。

第33条 ① 政党は政党首・副党首・党書記長・副党書記長・その他7名以上の執行委員から構成される執行委員会をおかねばならない。この執行委員会の委員は、政党規約の定める原則方法により党大会において党員より選出されるものであり、政党の政策に従い活動する義務を有する。

② 政党首を党外の人物との交渉に関しては政党の代表とする。この場合、政党首が文書で執行委員の一人もしくは複数人に代理を委任すること

ができる。

第34条① 政党首，党執行委員会，もしくは執行委員が，党の政策もしくは規約に反して党活動を行い，その活動が国家の安全，公序良俗もしくは憲法が規定する国王を元首とする民主主義統治に危害を与える場合で，その程度が48条に定める解党にまで達するほどのものでない場合，登録官は該当する政党首，党執行委員会，執行委員に登録官が定める期間内にその活動を停止しもしくは改善するよう文書で警告することができる。登録官が政党首以外の者に文書で警告する場合，その文書の写しを政党首に遅滞なく通知しなければならない。

② 政党首，党執行委員会もしくは執行委員が第1項に従った行為を実行しないとき，登録官は最高裁判所に対し当該活動の停止もしくは改善を命じるよう訴え，或いは最高裁判所に対し政党首，党執行委員会の委員の全員もしくは一部の解任命令を求めて訴えることができる。

③ 第2項の訴えは民事裁判所に提出し第13条第2項，第4項の規定を準用する。

④ 最高裁判所が政党首，党執行委員全員もしくはその一部の解任命令を下した場合，当該人物は命令の日より2年を経過しない限り再び委員に就任することはできない。

第35条① 政党首及び政党支部担当者は政党もしくは支部に関して事実に合致した下記の帳簿を作成しなければならない。

(1) 政党的収入及び支出帳簿，これにはその理由及びその証拠書類を一件毎に付すこと。

(2) 政党的資産・負債帳簿。

② 本法に反することなく政党が得た収入及び資産は税法による納税の義務を免除する。

③ 政党首もしくは支部担当者は会計士の証明を経た政党の資産・負

債帳簿の写しを6カ月毎に登録官に提出するものとする。登録官はこの帳簿の写しを登録官事務室に国民に閲覧させるために保管する。また、党首、執行委員、支部担当者もしくはその他の党員が党外の人物より党援助金もしくは党運営資金を得、或いはその他の方法にて党運営資金を得た場合、当該者はその資金を取得した日より起算して7日以内に政党の収入帳簿に加えなければならない。

第36条① 政党首は党の収入支出及びバランスシートを12カ月に少なくとも1回作成しなければならない。バランスシートには政党の資産及び負債の額を示す要約を付するものとする。

バランスシートは会計士1名もしくは複数名の検査を受け、その作成の日より120日以内に党大会に提出しなければならない。

② 党員登録簿に氏名のある党員に対して党大会の少なくとも3日前にバランスシートの写しを送付するとともに、党本部事務所において党員の閲覧に供するために公開しなければならない。

③ 党大会がバランスシートを承認したとき、そのバランスシートは15日以内に登録官に提出しなければならない。

第37条 政党首、党執行委員、党支部担当者及びその他の関係党員は会計士に対し必要な便宜を与えなければならない。

第38条 政党もしくは党員に対し国家、王座、国家経済、国家行政の安全を破壊し、公序良俗を害しもしくは国家の資源を破壊し、或いは国民の健康を害するために資産、財産、もしくはその他の利益を提供することを禁じる。

第39条 一略一

第40条 政党活動もしくは政治活動のため、政党もしくは党員が下記の者よ

り資金、財産もしくはその他の利益を受領することを禁じる。

- (1) タイ国籍を有しない者
- (2) タイ国内もしくは国外で事業を行いもしくは支店登記をしている外国の法律による法人
- (3) タイ国籍を有しない者が資本金の25%を超えて資本金を所有するタイ国内で登録した法人
- (4) タイ国籍を有しない者の利益のために活動する目的をもつか或いは、タイ国籍を有しない者をマネージャーもしくは役員とする、外国より資金を得た機関もしくは法人
- (5) 上記(1), (2), (3)もしくは(4)にいう個人、機関もしくは法人より政党活動もしくは政治活動のために、資金、財産もしくその他の利益を得た個人、機関もしくは法人。

第41条 生来のタイ国籍者でない者を党員に加え、もしくは政党内の役職につけ、あるいは政党の利益のために何らかの行為をさせることを禁じる。

第42, 43条 *—略—*

第44条① 同時に一党を超える数の政党に加入することを禁じる。

② 政党からの脱退は党首に対し脱退届けを提出したとき完了したものとみなす。

第45条 国民に政党であると誤解させるおそれのある名称あるいは表現を用いること、もしくはパックカーンムアン(政党)というタイ文字あるいは政党と翻訳される外国文字を印章、看板、名称、信書用紙、連絡用紙あるいはその他の文書の中に、政党でないにも拘らず用いることを禁止する。但し、従前より使用し本法施行の日より起算して90日以内に政党の結成あるいは登録を申請した場合を除く。

第3章 解党

第46条① 政党は次のいずれかに該当する場合廃止される。

- (1) 政党規約に定める解党事由に当る場合
- (2) 6カ月間継続して党員数が5000人を下回るか、もしくは1県当り50人以上の党員を有する県の数が、一地方において5県を下回った場合
- (3) 人民代表議会の総選挙において立候補者を立てないか、もしくは立候補者数が120人に達しない場合
- (4) 総選挙において政党員が誰一人当選する者がなかった場合
- (5) 合併した場合
- (6) 第48条による解党命令が出された場合
- (7) 第31条もしくは第32条に従った活動が行われない場合

② 第1項による解党の場合、第1項(6)による場合を除き、政党首もしくは政党首代理権者は解党の日より起算して7日以内に登録官に解党理由を通知しなければならない。

③ 第2項による通知を受けた場合、もしくは解党のケースに当たりると登録官が判断した場合、登録官は事実調査を行い最高裁判所に該当政党の解散を命ずるよう訴えを提出しなければならない。

- ④ 第4項 一略一
- ⑤ 最高裁判所が解党の命令を発した場合、登録官は解党命令を官報に公示する。

第47条 政党に次のような行為があった場合裁判所は解党を命じることができる。

- (1) 国王を憲法に従って元首とする民主主義統治体制に反する行為
- (2) 国家の安全を害し、法律に違反し、もしくは公序良俗に反する行為
- (3) 第39条、第40条もしくは第41条に反する行為

第48条① 登録官が第47条に該当する行為が政党にあると判断し、もしくは政党執行委員会よりある政党が第47条の行為を行っていると通知を受けた場合、証拠とともに検察局長に届け出る。検察局長は適当と判断した場合、最高裁判所に当該政党の解散命令を求めて訴える。

第2－4項　－略－

第49条① 第46条により解党する場合、第46条(5)の場合を除き、政党首は解党の日より起算して15日以内に登録官に帳簿、バランスシート及び党の財政に関する文書を提出しなければならない。国家会計検査院は通知を受けた日より180日以内に清算を行わなければならない。期限内に終了しない時は更に180日間延長することができる。

② 負債及び清算費用を差し引いたのち資産が残った場合は、政党規約に定める公共慈善団体に移轄する。もし政党規約に規定のない場合は国庫に帰す。

③ 第3項　－略－

第3章の2 政党的合併

第49条の2 いくつかの政党が合併して新党を結成、もしくはある党が別の党を吸収することができる。

第49条の3① 新党を結成するために合併する場合、各党は党大会の承認を得ることを要す。

第2－3項　－略－

第49条の4～　－略－

第4章 罰則

第50条～66条 一略一